

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十九年十月二十日  
第一千五百七十二號

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5列

### ◇鳥取縣令第六十四號

鳥取縣畜牛移出統制規則左ノ通定ム

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

#### 鳥取縣畜牛移出統制規則

第一條 畜牛ハ本令ニ依リ知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ズ 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 官有ノモノ

二 食肉配給統制規則ニ依リ出荷スルモノ

三 生後十二ヶ月未滿ノ役肉用牛

四 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記様式ニ依ル申

請書ヲ知事ニ提出スベシ

第三條 移出ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ日ヨリ二十日以内ニ移出ヲ完了セザルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第四條 移出ノ許可ヲ受ケタル者指定ノ期間内ニ移出ヲ完了セザルトキハ交付ヲ受ケタル許可書類ハ遲滞ナク之ヲ知事ニ返還スベシ

第五條 本令ニ依リ知事ニ提出又ハ還付スベキ書類ハ移出セントスル畜牛ノ飼養所在地ノ市町村農業會ヲ經由スベシ

第六條 本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ昭和十九年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

様式

畜牛縣外移出許可申請書

種類	名	生年月日	特	徴	用途

- 一 移出豫定月日
  - 二 移出先
  - 三 移出方法
- 右移出御許可相成度此段及申請候也

年 月 日 住所

申請人 氏

名 印

鳥取縣知事宛 以下約十行ノ余白ヲ設クルコト

鳥取縣令第六十五號

第三次食糧増産對策土地改良事業補助規程左ノ通定ム

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第三次食糧増産對策土地改良事業補助規程

- 第一條 本規程ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ市町村其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體ノ行フ左ニ掲ケル事業ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス 但シ別ニ國又ハ縣ヨリ補助金助成金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 暗渠排水、小用排水
- 二 客土
- 三 耕地整理
- 四 開田畑、農道整備
- 第三條 前條ノ事業ハ知事ニ於テ之ヲ割當ス
- 第四條 補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル
  - 一 暗渠排水、小用排水事業ニ付テハ其ノ事業費ノ百分ノ六十五以内
  - 二 客土事業ニ付テハ其ノ事業費ノ百分ノ八十以内

- 三 耕地整理事業ニ付テハ其ノ事業費ノ百分ノ六十以内
- 四 開田、畑、農道整備事業ニ付テハ其ノ事業費ノ百分ノ五十以内

第五條 事業ノ割當ヲ受ケタル者ハ昭和十九年十一月三十日迄ニ土地改良事業施行届(第一號様式)ニ左ノ書類ヲ添附シ知事ニ提出スベシ

- 一 事業計畫書(第二號様式)
- 二 收支豫算書

第六條 事業ノ施行ハ縣ノ指示スル設計書ニ據ルベシ

第七條 事業計畫書ニ重要ナル變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ知事ニ届出ヅベシ

第八條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助金ノ一部ヲ内渡スルコトアルベシ

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ事業成績書(第三號様式)ニ收支精(決)算書(第四號様式)ヲ添附シ知事ニ提出スベシ

第十條 前條ニ依ル補助金ハ工事検査ノ上査定シ之ヲ交付ス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ補助金ノ全額又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
 一 本規程ニ違反シタルトキ
 二 事業ノ停止、廢止等ニヨリ竣功ノ見込ナシト認メタルトキ
 三 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ
 第十二條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ其ノ工事施行地ノ所轄地方事務所ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (第一號様式) 土地改良事業施行届

昭和 年 月 日 發耕第 號ヲ以テ割當相成候第三次食糧増産對策土地改良事業別紙計畫書ニ依リ施行可致候條此段及御届候也

昭和 年 月 日

知 事 宛 郡(市)町(村) 事業主体 氏 名 印

(第二號樣式) 事業計畫書

種別	數量	平均單價	金額	期別		增産見込數量
				第一期	第二期	
暗渠排水						
客土						
小用排水						
耕地整理						
開田						
開畑						
農道						
計						

備考 第一期ハ昭和十九年度豫算分第二期ハ昭和二十年  
度豫算分ヲ記載スルコト

(第三號樣式)

事業成績書 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)

事業種別

事業種別	事業量	前年度迄施行量	本年度施行量	殘事業量	增收見込	
					米	麥
暗渠排水	町	町	町	町	石	石
客土						
小用排水						
耕地整理						
開田						
開畑						
農道						
計						

備考 事業量欄ニハ暗渠排水、客土、開田畑、耕地整理  
ニアリテハ施行面積、小用排水ニアリテハ關係面  
積、農道ニアリテハ關係面積及延長ヲ記載スルコ  
ト

(第四號樣式)

昭和 年度 (自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日) 收支精(決)算書

收入

科目	前年度迄本年度收入額	計	附記
縣費補助金			
一般會計ヨリ繰入金			
何々			
計			

支出

科目	前年度迄本年度支出額	計	附記
事業費總額			
暗渠排水			
客土			
小用排水			
耕地整理			
開田			
開畑			
農道			
計			

支 出

科目	前年度迄本年度支出額	計	附記
事業費總額			
暗渠排水			
客土			
小用排水			
耕地整理			
開田			
開畑			
農道			
計			

殘額 備考

鳥取縣令第六十六號

昭和十四年三月鳥取縣令第六號警防團令施行細則左ノ通告  
正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第八條第二號ヲ左ノ通告ム

年 齡 十 五 歲 未 滿 若 ハ 滿 六 十 五 歲 ヲ 越 エ タ ル モ ノ

第 九 條 第 二 號 中 「 五 十 五 歲 」 ヲ 「 六 十 五 歲 」 ニ 改 ム

第 十 四 條 左 ノ 通 改 ム

鳥取市、米子市、倉吉町ノ警防團ニ本部ヲ置キ各分團ニ  
左ノ各部ヲ置クモノトス

一 消防部 消防ニ關スル業務ニ服ス

二 警備部 警備、避難、交通整理、其ノ他他ノ部ニ屬  
セザル警防業務ニ服ス

三 防護部 救護、應急復舊、清掃、防毒ニ關スル業務  
ニ服ス

00459

前項以外ノ警防團ニ本部及左ノ部ヲ置ク 但シ左ノ部ハ分團ヲ設置スル警防團ニ在リテハ各其ノ分團ニ之ヲ置クモノトス

一 消防部 消防ニ關スル業務ニ服ス

二 警護部 消防以外ノ警防業務ニ服ス

前各項ノ本部ハ警防團ノ運営ニ當ルモノトス 各部ハ緩急ニ應ジ互ニ連絡共助スルモノトス 各部ハ土地ノ狀況ニ依リ組ニ分ツコトヲ得

第十五條中「鳥取市、米子市及倉吉町ノ警防團ニ消防部ヲ常置シ消防部ニ」ヲ「前條第一項ノ警防團ニハ同警防團ニ直屬セル常備消防部ヲ設置シ常備消防部ニ」ニ改ム

第二十四條中「消防部班員」ヲ「消防部員」ニ改ム

第二十七條ヲ左ノ通改ム

防空警報ヲ號報器、電燈點滅又ハ警鐘ニ依リ傳達スル場合ノ信號ハ左ニ依ルモノトス

一 警戒警報

(一) 號報器ニ依ル場合ハ三分間連續吹鳴ス

(二) 警鐘ニ依ル場合ハ鎮火信號ヲ以テ之ニ充ツ

二 空襲警報

(一) 號報器ニ依ル場合ハ八秒ヲ間シ四秒宛十回吹鳴ス

(二) 電燈點滅ニ依ル場合ハ數秒宛間ヲ置キ五回以上點滅ス

(三) 警鐘ニ依ル場合ハ一點ト四點班打(〇〇一〇一〇一〇)トス

三 空襲警報解除

第一號警戒警報ノ信號ニ同シ

沿岸港灣内ニ於ケル船舶漁舟又ハ航行中ノ船舶ニ對シ防空警報ヲ傳達スル爲揭燈及旗旗ヲ用フル場合ノ信號ハ左ニ依ルモノトス

一 夜間

(一) 警戒警報 赤色燈三個ヲ連續

(二) 空襲警報 連揭燈ヲ二分間點滅ヲ行ヒタル後消燈ス

(三) 空襲警報解除 點燈

(四) 警戒警報解除 消燈

00460

一 書簡

(一) 空襲警報 吹流一旋掲揚

(二) 空襲警報解除 吹流一旋降下

第三十五條第一項第一號中「全班員」ヲ「全部員」ニ改メ

同條第一項第二號中「消防部班員」ヲ「消防部員」ニ改ム

第九章ノ「特設自衛團體」ヲ「特設防護團」ニ改ム

第四十八條第一項中「特設自衛團體」ヲ「特設防護團」ニ改メ同條第二項中「自衛團體」ヲ「特設防護團」ニ改ム

第四十九條中「特設自衛團體」ヲ「特設防護團」ニ改メ「自衛團」ヲ「特設防護團」ニ改ム

第五十條中「特設自衛團體」ヲ「特設防護團」ニ改ム

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第一六號鳥取縣地方事務所長專決處分規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條 總務課ニ關スル事項中「一、戰時災害保護法ニ依ル救助ノ實施及應急處置ニ關スルコト(細四)」ヲ「一、戰時災害保護法ニ依ル救助ノ實施及應急處置ニ關スルコト(細三、細四)」ニ改メ經濟課ニ關スル事項中「一、社寺有林ノ伐採許可ニ關スルコト(森細一一)」ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一、贈答用タル木炭ニ依以內又ハ薪ニ石以內ノ讓渡許可並承認ニ關スルコト(薪規三、薪細一一)

訓 令

告 示

◇鳥取縣訓令甲第二十七號

◇鳥取縣告示第五百八十二號

廳 中 一 般  
地 方 事 務 所

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交附セリ

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區分	番號	返納 交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅検査章	一一〇	昭和一九、一 二、二返納	西伯郡 幡郷村 役場	書記	奥田 淺雄
同	一三八	昭和一九、一 〇、九交付	同	同	吉持 興正

◇鳥取縣告示第五百八十三號

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十月十三日  
八頭商業統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第五百八十四號

昭和十九年十月鳥取縣告示第五百七十三號(醫藥品ノ最高  
販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

プロムカリ(國産)ノ項ヲ左ノ如ク改ム  
同 同 五〇〇瓦 四、九一五、八六  
同 同 二五〇瓦 二、六二三、二五  
同 同 二五瓦 四三、五三

◇鳥取縣告示第五百八十五號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九二九號(瓦斯コークスノ  
販賣價格ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年十月二十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十九年十月二十日印刷  
昭和十九年十月二十日發行

鳥取縣報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取